

# 三重県臨床検査精度管理協議会設置要綱

昭和63年4月1日制定

平成24年4月1日一部改正

平成28年7月28日一部改正

令和3年7月8日一部改正

令和5年4月19日一部改正

(目的及び設置)

第1条 三重県下における臨床検査の精度管理および標準化について、専門的な見地から適切な指導を行うため、三重県臨床検査精度管理協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(協議会の組織及び運営)

第2条 協議会には精度管理実行委員会と標準化実務委員会を設置し、三重県医療保健部・公益社団法人三重県医師会・一般社団法人三重県病院協会・国立大学法人三重大学医学部附属病院検査部・一般社団法人三重県臨床検査技師会で構成する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、三重県医療保健部・公益社団法人三重県医師会・一般社団法人三重県病院協会・国立大学法人三重大学医学部附属病院検査部・一般社団法人三重県臨床検査技師会より2名ずつ選任する。上記に加え、一般社団法人三重県臨床検査技師会より精度管理実行委員会委員長、標準化実務委員会委員長、会計を委員とする。

2 委員の任期は2年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

(所掌事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について審議し必要に応じて実施機関に指導助言を行うものとする。

- (1) 臨床検査精度管理調査を行うこと
- (2) 臨床検査精度管理調査結果について検討会を行うこと
- (3) 臨床検査精度管理に関する調査研究並びに情報収集を行うこと
- (4) 臨床検査に携わる者の質的向上を図るため講習会・研修会を行うこと
- (5) 必要な出版物の刊行及び講演会等の開催を行うこと
- (6) 各施設での臨床検査の標準化事業を行うこと
- (7) その他上記目的を達成するために必要な事業を行うこと

(役員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は協議会での互選による。会長は会務を総理し副会長は会長を補佐する。

- 3 会長に事故あるときは副会長がその職務を行う。
- 4 事務局は一般社団法人三重県臨床検査技師会がその職務を行う。
- 5 会計は一般社団法人三重県臨床検査技師会がその職務を行う。
- 6 監事は、委員の職務の執行及び財産の状況について監査し、監査報告を作成する。

(会議)

第6条 協議会の会議は必要に応じて会長が招集し、司会進行を務める。

- 2 協議会は関係者から意見を聴取することができる。
- 3 精度管理実行委員会および標準化実務委員会は第4条に定めることについて調査検討し、その結果を協議会に報告するものとする。
- 4 精度管理実行委員会および標準化実務委員会の会議は当該委員長が招集し主催する。
- 5 精度管理実行委員会および標準化実務委員会は関係者から意見を聴取することができる。
- 6 そのほか、臨床検査専門医の取得などの理由で、会長が当会のオブザーバー参加を認めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は三重県臨床検査技師会事務所が所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は必要に応じて協議会で定める。

「附則」

この要綱は昭和63年4月1日より施行する。

この要綱は平成24年4月1日より施行する。

この要綱は平成28年7月28日より施行する。

この要綱は令和3年7月8日より施行する。

この要綱は令和5年4月19日より施行する。

「追記」

協議会	会長 1名 副会長 3名 事務局長 1名 会計 1名 監事 2名
協議会委員	三重県医療保健部 2名 公益社団法人三重県医師会 2名 一般社団法人三重県病院協会 2名 国立大学法人三重大学医学部附属病院検査部 2名 一般社団法人三重県臨床検査技師会 2名 (会長、副会長、互選) 一般社団法人三重県臨床検査技師会 精度管理実行委員会 1名 一般社団法人三重県臨床検査技師会 標準化実務委員会 1名 一般社団法人三重県臨床検査技師会 会計 1名